

岩出市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 岩出市スポーツ推進計画(スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条の規定により定める地方スポーツ推進計画をいう。以下「計画」という。)の策定に当たり、岩出市スポーツ推進策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し必要な調査及び検討を行う。
- (2) その他計画の策定に必要な事項

(策定委員会の組織等)

第3条 策定委員会は、7名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2名以内
- (2) 市内関係団体を代表する者 5名以内

2 策定委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員のうちから教育委員会が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

別表 (第3条関係)

学識経験者
岩出市スポーツ少年団指導者協議会を代表する者
岩出市体育協会を代表する者
岩出市スポーツ推進委員会を代表する者
岩出市立小学校校長を代表する者
岩出市立中学校校長を代表する者

岩出市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿

委員長	学識経験者	橋 本 剛 幸
副委員長	学識経験者	西 口 政 雄
委 員	スポーツ少年団指導者協議会会长	榎 本 栄 進
委 員	体育協会理事長	岡 野 宰
委 員	スポーツ推進委員会会长	田 林 由 加
委 員	小学校代表校長	土生川 政 幸
委 員	中学校代表校長	竹 中 秀 彰